(目的)

第1条 この要綱は、空き家の適切かつ有効な活用の推進を図るため、空き家バンク制度について必要な事項を定めることを目的と する。

(用語の意義)

- 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該 各号に定めるところによる。
 - (1) 空き家 市内に存する一戸建ての専用住宅又は併用住宅(以下「専用住宅等」という。)のうち、現に使用していないもの(建築後使用されたことのない専用住宅等は除く。)又は今後使用しなくなる予定であるもの(賃貸の用に供する目的で建築された住宅及び社宅、官舎、寮などの給与住宅を除く)をいう。
 - (2) 所有者等 空き家に係る所有権その他の権利を有し、当該空き家の売却又は賃貸を行うことができる権利を有している者をいう。
 - (3) 利用者 地域住民の一員として市内で定住し、又は定期的に滞在することを目的として、空き家の購入又は賃借を希望する者をいう。
 - (4) 空き家バンク制度 この要綱の定めるところにより、登録された空き家に関する情報を、利用者に対して市のインターネットのホームページ等において提供する制度をいう。

(制度運用上の注意)

第3条 この要綱は、空き家バンク制度以外の方法による空き家の 取引を妨げるものではない。

(登録の対象者等)

- 第4条 空き家バンクに登録することができる者(以下「申込者」 という。)は、登録する空き家について、所有者等と専任媒介契約 若しくは専属専任媒介契約を締結した宅地建物取引業者とする。
- 2 市長は、所有者等が空き家バンクに登録することを希望する場合は、一般社団法人千葉県宅地建物取引業協会九十九里支部及び公益社団法人全日本不動産協会千葉県本部から提供された空き家バンク協力者一覧を提供するものとする。

(空き家に関する登録の申込等)

第5条 申込者は、東金市空き家バンク登録申込書(第1号様式)

に東金市空き家バンク登録カード(第2号様式)及び東金市空き 家バンク登録カード [間取り図・写真] (第3号様式) を添えて、 市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の申込みがあった場合は、その内容について審査 し、適切であると認めるときは、空き家バンクに登録するものと する。
- 3 市長は、前項の登録をしたときは、その旨を東金市空き家バンク登録完了通知書(第4号様式)により申込者に通知するものとする。
- 4 市長は、登録をしていない空き家について、登録をすることが 適当と認められるものは、その所有者等に対して登録を勧めるこ とができる。

(空き家に関する登録の拒否)

- 第6条 市長は、登録を受けようとする空き家が次の各号のいずれ かに該当する場合は、登録を拒否することができる。
 - (1) 法令等に違反している建築物
 - (2) 暴力団又は暴力団員が所有する建築物
 - (3) 前号に規定するもののほか、市長が適当でないと認める建築 物

(登録空き家情報の公開等)

第7条 市長は、登録した空き家の情報のうち、東金市空き家バンク登録カード(第2号様式)及び東金市空き家バンク登録カード [間取り図・写真](第3号様式)を、市のホームページにおいて 公開するとともに、縦覧するものとする。

(空き家に関する登録事項の変更等の届出)

- 第8条 第5条第3項の規定による通知を受けた者(以下「登録者」という。)は、登録事項に変更があったときは、東金市空き家バンク登録事項変更届出書(第5号様式)に登録事項の変更内容を記載し、東金市空き家バンク登録カード(第2~3号様式)を添付して市長に提出しなければならない。
- 2 登録者は、登録事項の変更のうち、次のいずれかに該当すると きは、東金市空き家バンク登録取消申出書(第6号様式)を提出 しなければならない。
 - (1) 登録された空き家の売買又は賃貸借契約が締結されたとき。
 - (2) 登録者が登録の取消しを希望するとき。

(空き家に関する登録の取り消し)

- 第9条 市長は、次のいずれかに該当するときは、登録した空き家 の情報の全部又は一部を取り消すものとする。
 - (1) 前条第2項の東金市空き家バンク登録取消申出書が提出されたとき。
 - (2) 登録後2年が経過したとき。
 - (3) 登録に関して錯誤、不正、偽り等が判明したとき。
 - (4) 前各号に規定するもののほか、市長が適当でないと認めたとき。

(交涉等)

- 第10条 登録された空き家について交渉を希望する利用者から連絡を受けた登録者は、遅滞なく利用者及び所有者等と交渉を行わなければならない。
- 2 登録者と利用者及び所有者等との空き家に関する交渉及び売買、 賃貸借等の契約については、当事者間で全て行うものとし、市は 直接これに関与しない。

(個人情報の保護)

- 第11条 市は、空き家バンクの運用に当たっては、個人情報の漏 えい、改ざん、損傷及び滅失の防止その他の個人情報の適正な管 理に努めるものとする。
- 2 空き家バンク制度の運用に際して得た情報の使用は、当該制度 の目的の範囲内に限るものとする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は市長が別に定める。

附則

この要綱は、平成29年9月12日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年10月20日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。